

新型コロナウイルス感染症に伴う法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税の申告・納付期限の延長の取扱いについてのお知らせ

1. 京都府府税条例に基づく申告・納付等の期限延長について

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）の影響により、法人が期限内に申告・納付できない下記のような理由がある場合、**感染症の影響がやんだ日から二月以内に申請**することにより、その期限を延長することができます。

記

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
- ② 法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又そのおそれがあるなど出入国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - ▶ 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
 - ▶ 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

なお、京都府では法人府民税及び法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税の取扱いとして、**申告書の上部の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のうえ申告**していただくことによっても、災害延長の申請書が提出されるものとしき取り扱うことといたしました。電子申告で提出される場合につきましては、法人名称に続けて「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力いただくか、申請書を添付して申告してください。
この場合、申告期限及び**納付期限は原則として申告書の提出日**となりますのでご注意ください。

また、この取扱いは京都府条例に基づくものですので、**他府県にも支店がある場合、それぞれ申告・納付の延長申請が必要**です。取扱いは都道府県によって異なりますので、それぞれの都道府県にご確認ください。

2. 機構に提出される法人市町村民税の申告について

機構に提出される法人市町村民税の申告について、法人税で期限の延長申請をされている場合、上記と同様に「**新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請**」と記載いただくようご協力をお願いします。